

2024年度 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成／経費助成）募集要項

2024年6月27日

国際教育センター

1 概要

【明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成／経費助成）】

- ・ 協定留学または認定留学の制度を利用して留学する学生に対し、選考の上、「明治大学外国留学奨励助成金」を支給します。本助成金は返還の必要のない給付型の助成金です。当助成金の申請を希望する学生は、募集要項記載事項を十分に確認し、必要書類をすべて揃えた上で期限までに申請してください。
- ・ 「外国留学奨励助成金」には、以下の**2種類**の助成があります。

（１）「**海外留学授業料助成**」：留学先授業料が発生する留学プログラム参加者に授業料を助成

（２）「**海外留学経費助成**」：留学先授業料の発生有無にかかわらず、留学プログラム参加者に経費を助成

- ・ 助成金の種類（１）／（２）により、申請資格が異なります。
- ・ 「（１）海外留学授業料助成」を優先して支給します。
- ・ 申請状況により、本制度では申請者全員に助成金が支給されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※ 大学間または学部間協定に基づく、ダブルディグリー、デュアルディグリープログラムについても、本助成金「（１）海外留学授業料助成」「（２）海外留学経費助成」の対象として募集します。

2 申請資格

（１）海外留学授業料助成

下記の①～④**すべて**の条件を満たす者

- ① **2024年1月1日～2024年12月31日**の間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定または学部間・研究科間協定留学）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ **指定された期日までに授業料の請求書及び納入が確認できる領収書または振込明細書を提出できる者。**
- ④ 2023年度までの明治大学における学業成績（通算GPA）が**学部生 GPA2.00以上、大学院生 GPA3.00以上**ある者（会計専門職大学院生のみGPA1.70以上。大学院1年次での申請の場合、学部生時代の通算GPA2.00以上）。

【注意事項】

- ※ 「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）」は授業料免除制度ではありません。
- ※ 国際日本学部外国留学奨励助成金と本助成金（１）海外留学授業料助成の併給はできません。（（２）海外留学経費助成にのみ申請可。）
- ※ 長期休暇（春季休暇・夏季休暇）期間中の留学プログラム（例：短期留学プログラム）は支給対象外です。
- ※ 留学期間が1学年間の場合、留学開始学期の年度でのみ申請が可能です。
例：Fall Semester（2024年9月～2024年12月）＋Spring Semester（2025年1月～2025年5月）の1学年間留学の場合、留学開始学期であるFall Semesterの授業開始日に基づいて、2024年度明治大学外国留学奨励助成金に「1学年間」留学としてのみ申請可。（Spring Semester分を2025年度本助成金に申請することは不可。）
- ※ 留学期間が1.5年以上のプログラムに参加する場合は、該当する年度毎に申請をしてください。
- ※ ダブルディグリー・デュアルディグリープログラム参加者で、参加プログラムが本学卒業後に終了する場合、本学卒業後のプログラム期間は助成対象外です。

(2) 海外留学経費助成

下記の①～③すべての条件を満たす者

- ① **2024年1月1日～2024年12月31日**の間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定または学部間・研究科間協定留学）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ 2023年度までの明治大学における学業成績（通算GPA）が**学部生GPA2.00以上、大学院生GPA3.00以上**ある者（会計専門職大学院生のみGPA1.70以上。大学院1年次での申請の場合、学部生時代の通算GPA2.00以上）。

【注意事項】

- ※ 長期休暇（春季休暇・夏季休暇）期間中の留学プログラム（例：短期留学プログラム）は支給対象外です。
- ※ 留学期間が1学年間の場合、留学開始学期の年度でのみ申請が可能です。
例：Fall Semester（2024年9月～2024年12月）＋Spring Semester（2025年1月～2025年5月）の1学年間留学の場合、留学開始学期であるFall Semesterの授業開始日に基づいて、2024年度明治大学外国留学奨励助成金に「1学年間」留学としてのみ申請可。（Spring Semester分を2025年度本助成金に申請することは不可。）
- ※ 留学期間が1.5年以上のプログラムに参加する場合は、該当する年度毎に申請をしてください。
- ※ ダブルディグリー・デュアルディグリープログラム参加者で、**参加プログラムが本学卒業後に終了する場合、本学卒業後のプログラム期間は助成対象外**です。
- ※ オンライン授業のみの受講による留学の場合、経費助成の対象外とします。

3 採用基準

- ・ 予算を超えて申請があった場合は、「（1）海外留学授業料助成」を優先して支給します（但し、過去に同助成受給実績のあるものを除く）。「（1）海外留学授業料助成」は、申請資格を満たしている成績優秀者から順番に支給します。
- ・ 「（2）海外留学経費助成」は、予算の範囲内で、参加プログラム内容及び成績により、順番に支給します。

4 助成金額

(1) 海外留学授業料助成

【大学間又は学部間協定に基づくダブルディグリー、デュアルディグリープログラムに参加する場合】

留学期間中に明治大学に納入する**学費**相当額を上限とし、留学先機関に納入する**授業料の実費**を支給する。

留学先授業料が 本学学費 よりも 高い 場合	本学学費相当額
留学先授業料が 本学学費 よりも 低い 場合	留学先授業料を日本円に換算した額

【その他の留学プログラムに参加する場合】

留学期間中に明治大学に納入する**授業料**相当額を上限とし、留学先機関に納入する**授業料の実費**を支給する。

留学先授業料が 本学授業料 よりも 高い 場合	本学授業料相当額
留学先授業料が 本学授業料 よりも 低い 場合	留学先授業料を日本円に換算した額

【注意事項】

- ※ 本学の学費・授業料について：<https://www.meiji.ac.jp/suito/index.html>
- ※ 留学先機関の授業料には、施設利用料、登録料、手数料等は含みません。
- ※ 換算レートについて：日本円の換算レートは、日本国政府財務省告示「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」に記載の最新レートを採用し、換算後の助成額の百円未満は切り捨てることとします。
- ※ 「（1）海外留学授業料助成」は留学先授業料の納入が確認されてから支給します。
- ※ 他奨学金との併給について：日本学生支援機構海外留学支援制度等の給付型奨学金（授業料補助や経費補助）を受給する学生は、併給基準に抵触しない範囲で助成します。
- ※ 1学期未満の留学の場合について：原則、留学先授業料と本学1学期分の授業料を比較します。
- ※ 申請後、もしくは支給後に留学期間を短縮した場合、助成金の返還を求める場合があります。

（2）海外留学経費助成

採用された学生は、海外留学経費を以下の通り助成する。（予定額）

1学年間の場合	20万円
1学期間（セメスター）の場合	10万円
1学期未満の場合	5万円

【注意事項】

- ※ 申請後、もしくは支給後に留学期間を短縮した場合、助成金の返還を求める場合があります。

5 申請方法・受付期間

以下①②の手続きを**両方**を必ず期間内に完了すること。

① Oh-o! Meijiアンケート機能を利用したの **オンライン申請**

2024年7月1日（月）9:00～2024年11月11日（月）17:00

アンケート名：「2024年度明治大学外国留学奨励助成金申請フォーム/Meiji University Study Abroad Encouragement Subsidy」

※オンライン申請受付期間のみ閲覧・回答が可能

② Oh-o! Meijiグループページへの **申請書類データ提出**

2024年12月16日（月）17:00まで

オンライン申請完了後にOh-o! Meijiより送信されるグループ登録完了通知の指示に従って、各書類のデータをグループページへアップロードすること（通知期間：オンライン申請完了後数日～11月13日（水）中）。

オンライン申請完了後、11月13日（水）までにOh-o! Meijiより送信されるグループ登録完了通知が届かない場合は、国際連携事務室（global_p@meiji.ac.jp）宛に、11月15日（金）までにご連絡ください。

【注意事項】

- ※ 期間外の申請は一切認めません。必ず期間内に**両方の手続きを完了**すること。
- ※ オンライン申請および申請書類の提出は必ず申請者本人が行うこと。

6 申請書類

- ・ オンライン申請完了後にOh-o! Meijiより送信される通知の指示に従って、各書類のデータをグループページへアップロードすること。
- ・ 「(1) 海外留学授業料助成」と「(2) 海外留学経費助成」で提出書類が異なるため注意すること。
- ・ 書類に不備・不足があった場合は選考対象外となるため、申請者の責任においてよく確認の上提出すること。
- ・ 所定書式掲載ウェブページURL : <https://www.meiji.ac.jp/cip/financial/jyosei.html>

授業料助成・経費助成共通申請書類①～④

① 明治大学外国留学奨励助成金申請書（所定書式）

- ・ 署名欄以外はパソコンで作成すること。
- ・ 学習・研究計画（1000字以上）を含みます。
- ・ 作成後印刷し、直筆署名を記入した上で2ページ続けてスキャンし、PDFデータで提出すること。

② Oh-o! Meijiよりダウンロードした2023年度秋学期分までの成績通知表

- ・ 証明書自動発行機で発行した成績証明書は不可。
- ・ 必ず2024年7月15日頃（2024年度春学期の成績反映前）までにOh-o! Meijiよりダウンロードすること
※成績反映時期は各学部・研究科によって異なるため、所属学部事務室に確認すること。

③ 留学先機関発行の入学許可書コピー（PDF形式）

- ・ 大学間協定留学参加者は提出不要。
※大学間協定留学以外のプログラムへの参加者は提出必須。
- ・ 留学期間が明記されているもの。該当部分分かるように蛍光ペンで線を引くこと。（アメリカ留学の場合、I-20またはDS2019のコピー可。留学期間が記載されていない書類は不備書類として扱います）。
- ・ 入学許可書が日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。

④ 銀行口座の通帳の表紙及び見開きページのコピー（所定の台紙に貼付すること）

- ・ オンライン申請で回答した銀行口座の情報が分かる通帳の表紙、及び、見開きページのコピーを提出すること。
通帳がない場合には、口座情報がわかるウェブ画面のコピーを提出すること。
- ・ 申請者本人名義、日本国内にある銀行口座であること。

授業料助成への申請の場合のみ追加で提出が必要な書類⑤・⑥

万が一、以下⑤・⑥のどちらか一方または両方を申請期間内に提出できない場合は、書類提出期日までに国際連携事務室（global_p@meiji.ac.jp）宛にメールにて相談すること。

⑤ 留学先機関の授業料が明記された請求書等のコピー

- ・ 請求書が日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。
- ・ 本人氏名が請求書の宛先として記載されているもの。
- ・ 授業料該当部分分かるように蛍光ペンで線を引くこと。
（授業料助成の対象は「授業料」のみで、施設利用料、登録料、手数料等は含まれません。）
- ・ 留学エージェント、あっせん団体等を通して留学する場合で、プログラム費用として一括で支払う場合は、必ず留学先授業料の内訳が分かる書類の作成を依頼し提出すること。助成対象期間の授業料のみの費用が不明瞭なプログラムに関しては、授業料助成の対象外となるため注意すること。

⑥ 留学先機関の授業料を納入したことを証明する書類（領収書または振込明細書のコピー）

- ・ 日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。
- ・ クレジットカードの明細書コピーを提出する場合は、該当部分に蛍光ペン等で線を引くこと（該当部分以外は黒塗り可）。
- ・ 本人もしくは保証人名（申請書に記載の緊急連絡先）以外で支払われている場合は、振込者との関係等について余白に記入すること。

7 申請後の流れ

- ・ 審査結果は、大学に届け出た保証人住所宛てに国際連携事務室から郵送で通知します（保証人が海外在住の場合は、申請者本人にOh-o! Meijiで通知します）。審査に関する途中経過、審査内容等に関する問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。
- ・ 申請後のスケジュールは以下のとおり、予定しています（諸事情により日程が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください）。

結果通知	2025年3月下旬（予定）
支給時期	2025年4月下旬（予定）

8 受給者の義務

受給者は、以下（１）～（３）の義務が発生します。**義務が果たせない場合は、助成金の返還を求めます。**

- （１）明治大学の各機関が実施する海外留学説明会及びオリエンテーション等での発表や、明治大学が発行する出版物等への留学体験記の寄稿等並びに大学が実施する様々な留学促進の取組みのいずれかに**必ず協力すること**。
- （２）留学情報を適切に報告すること（特に、申請後やむを得ない理由により留学期間を短縮した場合は、留学期間に応じた助成金額に調整する必要があるため、必ず早めに申し出ること）。
- （３）受給が決定し次第、以下2点の書類を所定の提出方法にて提出すること。

【助成金受給者の義務としての提出物】

- ① **留学報告書（明治大学外国留学奨励助成金所定書式）**
- ② **留学先機関発行の英文成績証明書原本コピー**

※ 日本語、英語以外の言語で作成されている場合は、申請者本人による和訳文を添付すること。

提出方法： Oh-o! Meijiグループへのアップロード

提出期日： 2025年4月中旬（予定） ※2024年度末で卒業予定の場合、3月末日

※詳細は結果通知にてご案内します

※ 留学報告書の所定書式は以下URLよりダウンロードできます。

<https://www.meiji.ac.jp/cip/financial/jyosei.html>

※ ①②共に、協定留学/認定留学者の義務として、国際連携事務室や所属学部・研究科より提出が求められるものとは異なります。

9 助成金給付の取消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の給付の取消し又は停止をし、返還を求めます。

- （１）退学、停学及び除籍等の処分を受けた者
- （２）留学の許可を取り消された者
- （３）当初予定していた留学期間を短縮した者
- （４）留学期間中、休学、退学又は除籍した者
- （５）留学期間中、長期の欠席等修学状況の不良が明らかになった者
なお、留学中単位の修得が全く無かった者については、原則として助成金の給付を取消し、返還を求めます。
- （６）申請書類等に虚偽の記載があった者
- （７）受給者の義務を怠った者
- （８）その他、受給者として適当でないと認められた者

10 個人情報の取扱い

申請により提供された個人情報は、本助成金への申請・支給及び当募集要項の記載に付随する事項に係る業務にのみ使用されます。

11 問い合わせ

明治大学 国際連携事務室（海外留学）【和泉キャンパス】

開室時間： 平日 9:00-11:30、12:30-17:00

電話番号： 03-5300-1542

メールアドレス： global_p@meiji.ac.jp

- ※ 土曜・日曜・祝日（休日授業実施日は除く）は閉室。
- ※ 夏季・冬季・春季休業期間中は開室日・時間が異なるため注意すること。
- ※ メール・電話等で問い合わせる際は、必ず所属学部・学生番号・氏名を申し出ること。

以 上